

**資料名** ※一覧にはリンクを設定していません。ページ移動にはPDFのしおり（ブックマーク）をご利用ください。

1-2-1-1\_教員の配置状況

1-2-1-2\_開設授業科目一覧

1-2-2\_教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

1-2-5\_SDの実施内容・方法及び実施状況一覧

1-3-1\_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

1-3-2\_法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

2-1-1\_責任体制等一覧

2-1-2\_教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

2-2-1\_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）

2-3-1\_司法試験の合格状況

2-5-1\_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）

2-5-2\_教員評価の実施状況（直近3回程度）

2-5-3\_FDの実施内容・方法及び実施状況一覧

3-7-2\_過去5年間における教員の研究専念期間取得状況

4-2-1\_入学者選抜の方法一覧

4-3-1\_学生数の状況

**基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること**

分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人數の専任教員並びに兼担任及び兼任教員を配置していること

## 【分析の手順】

・大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして基礎教員以上の専任教員、並びに兼担任及び兼任教員を配置していることを確認する。

**基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること**

分析項目3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられていること

## 【分析の手順】

・他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じた各専任教員の授業負担について、学内における役職等への着任状況その他の当該法科大学院において必要とされる負担も踏まえて、適正な範囲（年間20単位以下であることが望ましく、年間30単位を超える場合には、適正な範囲内にあるとはいえない）にとどめられていることを確認する。

教員の配置状況（別紙様式1-2-1-1）

## 教員一覧

分類	所属	職名	性別	教員名	年齢	専門分野	実務経験年数		担当授業科目												備考		
							実務家教員の職種	年数	自大学法科大学院担当授業科目				自大学他専攻等担当授業科目				他大学等担当授業科目				年間総単位数		
									授業科目名	クラス数	単位数	集・オ・共	授業科目名	課程	クラス数	単位数	集・オ・共	大学等名	授業科目名	クラス数	単位数	集・オ・共	
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法I	1	2	民法研究演習			1	4		愛知大学					20
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法II	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法IV	1	2												19.6
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法V	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法VI	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法VII	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法演習III	1	2	共											
研・專	専任教員課程	教授	男	久須木 かおり	52	民法			民法I	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	伊藤 博文			法情報学			法情報A	1	0.5	専門演習I			1	2		愛知大学					21.1
研・專	専任教員課程	教授	伊藤 博文			法情報学			法情報B	1	0.5	専門演習II			1	2		愛知大学					
研・專	専任教員課程	教授	伊藤 博文			法情報学			法著作成	1	0.6	卒業論文			1	4		愛知大学					
研・專	専任教員課程	教授	伊藤 博文			法情報学			法情報学	1	2	情報論理			1	2		愛知大学					20.1
研・專	専任教員課程	教授	伊藤 博文			法情報学			法英語I	1	2	海外法英セミナー入門			0	0		愛知大学					
研・專	専任教員課程	教授	伊藤 博文			法情報学			法英語II	1	2												14.1
研・專	専任教員課程	教授	伊藤 博文			法情報学			英米法	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	岩間 康夫			刑法			刑法	1	2	判例研究（刑法）			1	2		愛知大学					23.1
研・專	専任教員課程	教授	岩間 康夫			刑法			刑法II	1	2	刑法研究演習			1	4		愛知大学					
研・專	専任教員課程	教授	岩間 康夫			刑法			刑法III	1	2												28.8
研・專	専任教員課程	教授	岩間 康夫			刑法			刑法演習	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	岩間 康夫			刑法			刑法総合演習	1	2	共											22.1
研・專	専任教員課程	教授	岩間 康夫			刑法			刑法総合演習	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩間 康夫			刑法			刑法総合演習	1	1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法I	1	2	行政法研究演習			1	4		愛知大学	行政法	1	2	集中講義	弘前大学
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法総合演習	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法II	1	2												20.1
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法基礎演習	1	2												
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法演習	1	2												14.1
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法総合演習	1	1	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法II	1	2	才											23.1
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法III	1	2	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法IV	1	2	才											22.1
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法V	1	2	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法VI	1	2	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法VII	1	2	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法演習II	1	2	共											22.94
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法演習III	1	1	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法演習IV	1	1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法演習V	1	1	才											
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法演習VI	1	1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	岩日 修一			行政法			行政法演習VII	1	1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法			憲法	1	1.1	才											22.94
研・專	専任教員課程	教授	松井 直			憲法																	

研・專	問題学位課程 (准教授)	中本 香織	民事訴訟法	刑事訴訟法 I	1	2						民事訴訟法B特殊講	1	2	中京大学
研・專	問題学位課程 (准教授)	中本 香織	民事訴訟法	民事訴訟法演習	1	2	共								
研・專	問題学位課程 (准教授)	中本 香織	民事訴訟法	民事訴訟法 I	1	2									
研・專	問題学位課程 (准教授)	中本 香織	民事訴訟法	民事訴訟法 I	1	2									
研・專	問題学位課程 (准教授)	中本 香織	民事訴訟法	民事訴訟法 II	1	2									
研・專	問題学位課程 (准教授)	中本 香織	民事訴訟法	民事訴訟法 II	1	2	才								
実・准	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	刑事訴訟法 I	1	2	共							
実・准	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	刑事訴訟法 総合演習	1	2	共							
実・准	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	刑事訴訟法 II	1	2	共							
実・准	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	法書作成	1	0.7	才							
実・准	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	刑事訴訟法 実務基礎 II	1	2	共							
実・准	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	刑事訴訟法 演習	1	2	共							
実・准	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	刑事訴訟法 総合演習	1	2.2	才							
研・専	問題学位課程 (准教授)	岡本 直也	刑事訴訟法	刑事訴訟法 檢察官	刑事訴訟法 実務基礎 I	1	2	共							
研・専	問題学位課程 (准教授)	岩崎 正	刑事訴訟法	13.5 刑事訴訟法 演習	1	2	共	1	2	愛知大学					
研・専	問題学位課程 (准教授)	岩崎 正	刑事訴訟法	13.5 刑事訴訟法 演習	1	1	才	1	2	愛知大学					
研・専	問題学位課程 (准教授)	岩崎 正	刑事訴訟法	13.5 刑事訴訟法 I	1	2	共								
研・専	問題学位課程 (准教授)	岩崎 正	刑事訴訟法	13.5 刑事訴訟法 総合演習	1	1.1	才								
研・専	問題学位課程 (准教授)	岩崎 正	刑事訴訟法	13.5 刑事訴訟法 II	1	2	共								
研・専	問題学位課程 (准教授)	岩崎 正	刑事訴訟法	13.5 刑事訴訟法 実務基礎 I	1	2	共								
研・専	問題学位課程 (准教授)	岩崎 正	刑事訴訟法	13.5 刑事訴訟法 実務基礎 II	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法演習 I)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法演習 II)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法演習 III)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法総合演習)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法総合演習)	1	2	才								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法総合演習)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法総合演習)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法総合演習)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法総合演習)	1	2	共								
実・准	問題学位課程 (准教授)	谷 有恒	民法	元裁判官 (現: 30.08 民法総合演習)	1	2	共								
兼任	学士課程 (B) (准教授)	李 実密	商法	アソシエ会社法	1	2									2
兼任	学士課程 (B) (准教授)	大川 四郎	法制史	法制史	1	2									2
兼任	学士課程 (B) (准教授)	小林 真紀	フランス法	比較法	1	2									2
兼任	学士課程 (B) (准教授)	田中 清久	国際法	国際関係法 (公法系) I	1	2									4
兼任	学士課程 (B) (准教授)	田中 清久	国際法	国際関係法 (公法系) II	1	2									
兼任	学士課程 (B) (准教授)	吉良 實之	法哲学	法哲学	1	2									2
兼任	問題学位課程 (講師)	深井 清博	商法	アソシエ会社法	1	2									4
兼任	問題学位課程 (講師)	深井 清博	商法	弁護士	ローリング	2	共								4
兼任	問題学位課程 (講師)	小林 和正	商法	弁護士	国際取引契約	2									0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	宇田 美生	民法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	小泉 友	民法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								2
兼任	問題学位課程 (講師)	龍橋 隆明	環境法	環境法	1	2									4
兼任	問題学位課程 (講師)	龍橋 隆明	環境法	環境法 I	2										4
兼任	問題学位課程 (講師)	黒口 久	行政法	行政法	公共総合演習	1	才								4
兼任	問題学位課程 (講師)	黒口 久	行政法	行政法	行政法総合演習	0.5	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	宮川 静香	実務法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								10
兼任	問題学位課程 (講師)	水田 明良	法情報学	弁護士	法情報学調査	2	才								2
兼任	問題学位課程 (講師)	水田 明良	法情報学	弁護士	法情報学調査	2	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	水田 明良	法情報学	弁護士	監修実務 I	2									2.1
兼任	問題学位課程 (講師)	水田 明良	法情報学	弁護士	監修実務 II	2									8
兼任	問題学位課程 (講師)	今井 正樹	租税法	租税法	1	2									2
兼任	問題学位課程 (講師)	今井 正樹	商法	金融法	2	集									2
兼任	問題学位課程 (講師)	今井 正樹	民事訴訟法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								2
兼任	問題学位課程 (講師)	今井 正樹	民事訴訟法	弁護士	民法新法演習	2	共								2.1
兼任	問題学位課程 (講師)	野田 雄二朗	中国法	弁護士	法語中国語 I	2									0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	野田 雄二朗	中国法	弁護士	法語中国語 II	2									0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	野田 雄二朗	中国法	弁護士	現地中国法	2									0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	公嶋 知栄子	民法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	今村 薫治	商法	金融法	2	集									2
兼任	問題学位課程 (講師)	宮崎 實	民法	弁護士	企画法務 I	2									0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	加藤 淳也	民法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	加藤 淳也	民法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	加藤 淳也	民法	弁護士	監修実務 II	2									0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	近藤 康博	法理	情報法	2										0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	立石 酒子	民法	消費者救済法	0.4	才									0.4
兼任	問題学位課程 (講師)	藤澤 昌隆	民法	弁護士	消費者救済法	0.3	才								0.3
兼任	問題学位課程 (講師)	近藤 敦	憲法	監修実務 I	0.1	才									0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	大井 直樹	商法	法務総合演習	2	共									2
兼任	問題学位課程 (講師)	大井 直樹	商法	弁護士	法務総合演習	0.7	才								1.4
兼任	問題学位課程 (講師)	安達 芳朗	商法	監修実務 I	2	共									2
兼任	問題学位課程 (講師)	伊藤 弘子	国際法	国際関係法 (私法系) I	2										4
兼任	問題学位課程 (講師)	伊藤 弘子	国際法	国際関係法 (私法系) II	2										
兼任	問題学位課程 (講師)	伊東 正晴	実務法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	宮木 康博	刑事訴訟法	現地刑事制度論	2										2
兼任	問題学位課程 (講師)	酒井 實	実務法	弁護士	監修実務 I	0.1	才								0.1
兼任	問題学位課程 (講師)	地亀 尚之	刑事訴訟法	刑事訴訟法総合演習	1.1	才									1.6
兼任	問題学位課程 (講師)	地亀 尚之	刑事訴訟法	弁護士	法務総合演習	0.5	才								4
兼任	問題学位課程 (講師)	森山 文昭	民法	弁護士	法務論理	2									1.1
兼任	問題学位課程 (講師)	森山 文昭	民法	弁護士	司法制度論	2									0.4
兼任	問題学位課程 (講師)	藤根 康平	民事訴訟法	裁判官	民法訴訟実務基礎 I	1.1	才								0.4
兼任	問題学位課程 (講師)	小森 義徳	消費者法	弁護士	消費者救済法	0.4	才								0.4
兼任	問題学位課程 (講師)	廣 尚行	消費者法	弁護士	消費者救済法	0.4	才								0.4
兼任	問題学位課程 (講師)	森田 彦彦	租税法	弁護士	租税法 II	2									2

## 教員分類別内訳

分類		所属	略称	教授	准教授	講師	助教	計	
専任教員	研究者・専任教員 実務家・専任教員 実務家・専任教員	法科大学院	研・專	7	2	0	0	9	
			実・專	2	1	0	0	3	
			実・み	3	0	0	1	1	
	兼務研究者・専任教員		学士課程	0	0	0	0	0	
			修士課程	0	0	0	0	0	
			博士前期課程	0	0	0	0	0	
			博士後期課程	0	0	0	0	0	
			専門職学位課程	0	0	0	0	0	
	兼務実務家・専任教員		学士課程	0	0	0	0	0	
			修士課程	0	0	0	0	0	
			博士前期課程	0	0	0	0	0	
			博士後期課程	0	0	0	0	0	
			専門職学位課程	0	0	0	0	0	
兼担教員(学内の他学部等の教員)	兼担			3	2	0	0	5	
兼任教員(他の大学等の教員等)	兼任			0	0	40	0	40	
合計				13	5	40	4	58	

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。なお、授業科目名及び単位数は、カリキュラムの新旧を問わず、評価実施年度において各教員が担当する授業科目についてすべて記入してください。なお、受講者がいないため不開講となった授業科目についても記入してください。

- 教員一覧については、教員分類ごとに、教授、准教授、講師、助教の順に記入してください。なお、「分類」については、本様式の教員分類別内訳の「略称」をリストから選択してください。
- 教員一覧の「所属」については、教員分類別内訳の「所属」をリストから選択してください。
- 教員一覧の「職名」については、教員分類別内訳の職種(教授、准教授、講師、助教)を記入してください。なお、研究科長、専攻長等に就いている場合には併せて記入してください。
- 教員一覧の「実務家教員の職種」については、教員分類別内訳の「分類」の「専任教員」に該当する実務家教員のみ記入してください。また、「実務家教員の職種」については、法曹としての実務の経験を有する場合には職種に応じて『裁判官』、『検察官』、『弁護士』と記入してください。法曹以外の実務経験を有する場合には『その他』と記入してください。また、「年数」については、当該教員の実務の経験年数を職種ごとに記入してください。
- (例)裁判官の経験年数が7年11ヶ月及び民間企業勤務の経験年数が6年10ヶ月の教員の場合には、「実務家教員の職種」は『裁判官/その他』、「年数」は『7. 11／6. 10』となります。)
   
6. 教員一覧の「担当授業科目」の「クラス数」については、1つの授業科目において、複数のクラスが開講されており、同一の教員が複数のクラスを担当している場合に、その担当クラス数を記入してください。なお、1クラスの場合も、『1』と記入してください。
- 教員一覧の「担当授業科目」及び「年間総単位数」に係る単位数の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目の単位数に対する担当する教員ごとの担当時間数の割合により記入してください。また、複数のクラスを担当している場合は、さらにクラス数を乗じた単位数を記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例: 授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該授業科目を2人の教員で担当(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)し、どちらも2クラスを担当する場合には、それぞれ、  
2(単位)×2(クラス)×20(時間)÷30(時間)=2.66...≈[2.7]、2(単位)×2(クラス)×10(時間)÷30(時間)=1.32...≈[1.3]となります。)
- 教員一覧の「担当授業科目」の「集・オ・共」については、集中講義の場合には『集』と、オムニバス授業の場合には『オ』と、共同授業の場合は『共』と記入してください。なお、複数に該当する場合には、該当するものをすべて記入してください。
- 教員一覧の「担当授業科目」の「大学等名」については、自大学他専攻等を担当する教員の場合には、研究科・専攻名又は学部・学科名等を、他大学等を担当する教員の場合には、大学・研究科・専攻名又は大学・学部・学科名等を記入してください。
- 教員一覧の「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」、「自大学他専攻等担当授業科目」、「他大学等担当授業科目」の合計を記入してください。
- 教員分類別内訳の「分類」の「兼担教員(学内の他学部等の教員)」及び「兼任教員(他の大学等の教員等)」に該当する教員については、教員一覧にある「自大学他専攻等担当授業科目」及び「他大学等担当授業科目」の記入は必要ありません。この場合、「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」に係る単位数となります。
- 教員一覧の「担当授業科目」の「自大学他専攻等担当授業科目」の「課程」については、学部の場合には『(B)』、修士課程・博士前期課程の場合には『(M)』、博士後期課程の場合には『(D)』、専門職学位課程の場合には『(P)』を記入してください。
- 修士課程の専任教員を法科大学院の専任教員と扱う場合は、専・他と分類してください。
- 教員一覧の31行目から400行目は非表示になります。必要に応じ、再表示して記入してください。再表示しても行が足りない場合は、行の挿入により追加してください(ブルダウン等の設定にご留意ください)。

**基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な教員体制が適切に整備されていること**

分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人數の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

・教育上必要と認めらる授業科目の定義を確認し、該当する授業科目での専任教員又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任教員又は准教授が担当する科目数、専任教員が担当する科目数)を確認する。

※教育上必要と認めらる授業科目への専任教員の教授又は准教授の担当に関しては、実際に授業を担当しない場合でも、専任教員の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に間にて責任を持っている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

**基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院によるわしい授業形態及び授業方法が採用されていること**

分析項目1-4-1 授業科目の区分、内容及び授業目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

・授業の内容及び方法等が、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを確認する。

・少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法科基本科目の基礎科目においては、基礎的な学識を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

分析項目1-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

【分析の手順】

・法律基本科目において同時に授業を行う学生数が50人を超える授業科目がある場合は、教育上の必要性と十分な教育効果が上げられるものとなっていることを確認する。

分析項目1-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものとなっていること

【分析の手順】

・授業時間の設定が、授業の方法(講義、演習、実習)に応じて、単位数との関係において法令に則したものとなっていることを確認する。

開設授業科目一覧(別紙様式1-2-1-2)

学期区分 : セメスター制を採用

科 目	主要授業科目	連携開設科目	授業科目名	配当年次	学期	時間数	単位数	必修・選択等	開講方法	授業方法(形態)	受講学生数		担当教員	開設単位数	シラバス等の合計	ページ	備考
											LSO学生	LS外の学生	教員名	分類			
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)	基礎科目	憲法 I	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	14		松井貴之	研・専	16	1	
			憲法 II	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	14		松井貴之	研・専		4	
			憲法 III	2	後期	22.5	2	選択	毎年	講義	1		松井貴之	研・専		7	
			行政法 I	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		春日 修	研・専		10	
		応用科目	行政法 II	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		春日 修	研・専		12	
			憲法演習	2	前期	22.5	2	必修	毎年	演習	13		◎松井貴之	研・専・実・専		14	
			行政法演習	2	後期	22.5	2	必修	毎年	演習	13		春日 修	研・専		16	
			公法総合演習	3	前期	22.5	2	必修	毎年	演習	2		①春日 修・ ◎松井貴之	研・専		18	
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	民法 I	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13	4	久須木かおり	研・専		20	
			民法 II	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13	4	久須木かおり	研・専		22	
			民法 III	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	14	4	石川 修	研・専		24	
			民法 IV	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13	4	久須木かおり	研・専		27	
		応用科目	民法 V	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	13	4	久須木かおり	研・専		29	
			民法 VI	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13	4	久須木かおり	研・専		31	
			民法 VII	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		久須木かおり	研・専		33	
			民法 VIII	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		立石和子	兼任		35	
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	刑法 I	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13	4	上田敏子	研・専		37	
			刑法 II	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	14	4	上田敏子	研・専		39	
			刑法 III	2	前期	22.5	1	必修	毎年	講義	12		上田敏子	研・専		41	
			民事訴訟法 I	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		中本貴穂	研・専		43	
		応用科目	民事訴訟法 II	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		中本貴穂	研・専		45	
			民事訴訟法 III	2	前期	22.5	1	必修	毎年	講義	13		中本貴穂	研・専		47	
			民法総合演習	3	前期	22.5	2	必修	毎年	演習	3		◎石川 修・ ◎久須木かおり	研・専		61	
			刑法 I	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	14		岩崎尚夫	研・専		63	
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	刑法 II	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	14		岩崎尚夫	研・専		67	
			刑法 III	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		岩崎尚夫	研・専		71	
			刑事訴訟法 I	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専・実・専		74	
			刑事訴訟法 II	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専・実・専		77	
		応用科目	刑法合論	2	後期	22.5	2	必修	毎年	演習	13		岩崎尚夫	研・専		80	
			刑事訴訟法演習	2	後期	22.5	2	必修	毎年	演習	14		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専・実・専		84	
			民法総合演習	3	前期	22.5	2	必修	毎年	演習	2		①◎中田・ ◎立石・ ◎久須木	研・専		86	
			刑法 I	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	14		岩崎尚夫	研・専		89	
	法律実務基礎科目	基礎科目	刑法 II	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	14		岩崎尚夫	研・専		91	
			刑法 III	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	14		森山文昭	兼任		2	
			刑事訴訟法 I	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	9		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		4	
			民事訴訟法基礎 II	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	0		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		100	
		応用科目	刑事訴訟法基礎 II	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	10		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		103	
			刑事訴訟法基礎 II	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	1		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		105	
			法務基盤演習	1	前期	22.5	2	選択	毎年	演習	11		◎林修・ ◎中本貴穂	研・専		6	
			法務会計演習	3	後期	45	4	必修	毎年	演習	3		◎林修・ ◎中本貴穂	研・専		91	
	基礎法学・隣接科目	法曹倫理	法曹倫理	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	1		森山文昭	兼任		2	
			民事訴訟法実務基礎 I	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	9		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		4	
			民事訴訟法実務基礎 II	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	0		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		100	
			刑事訴訟法実務基礎 I	2	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	10		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		103	
		模擬裁判	刑事訴訟法実務基礎 II	3	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	1		◎岩崎尚夫・ ◎中本貴穂・ ◎久須木かおり	研・専		105	
			ローヤリング	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	1		◎森井清博	◎兼任・ ◎中本貴穂		2	
			クリッキング	1	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	11		◎森井清博	◎兼任		2	
			エクスター・シッピング	2	夏季集中	90	2	選択必修	毎年	実習	0		川崎修一	研・専		2	
		法務基礎科目	法情報調査	1	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	13		◎伊藤博文	◎研・専・兼任		2	
			法情報基礎 I	2	前期	22.5	2	必修	毎年	講義	1		◎伊藤博文	◎研・専・兼任		2	
			法情報基礎 II	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	0		◎伊藤博文	◎研・専・兼任		2	
			司法制度論	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	1		◎伊藤博文	◎研・専・兼任		2	
	基礎法学・隣接科目	法哲学	法哲学	1	後期	22.5	2	必修	毎年	講義	0		吉良祐之	兼任		124	
			法制史	1	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0		大川真郎	兼任		126	
			比較法	1	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0		小林紀紀	兼任		129	
			政治学	1	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	1		春日 修	研・専		134	
		経済法	法情報基礎 II	1	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0		伊藤博文	研・専		136	
			法律英語 I	1	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	1		伊藤博文	研・専		140	
			法律英語 II	1	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	1		伊藤博文	研・専		143	
			法律中国語 I	1	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	11		野田 雄二郎	兼任		146	
		知的財産法	法律中国語 II	1	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	9		野田 雄二				

展開・先端科目	国際関係法(公法系) II	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	田中清久 兼任	180
	国際関係法(私法系) I	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	伊藤弘子 兼任	182
	国際関係法(私法系) II	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	伊藤弘子 兼任	184
	憲法訴訟論	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年(不開講)	講義	0	<不開講>	なし(不開講)
	行政の諸領域と法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	2	春日修 研・専	186
	地方自治法	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	春日修 研・専	188
	専修法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年(不開講)	講義	0	<不開講>	なし(不開講)
	特別選択法	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	岩間博夫 研・専	190
	被審者と法	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	岩間博夫 研・専	192
	現代刑事制度論	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	2	宮本義博 兼任	196
上記以外	情報法	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	新海聰 兼任	198
	執行保全法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	1	川崎修一 研・専	200
	消費者救済法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	(◎)川崎・小林 ××××××××××	203
	保険法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年(不開講)	講義	0	<不開講>	なし(不開講)
	有価証券法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年(不開講)	講義	0	<不開講>	なし(不開講)
	金融法	2	夏季集中	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	今井光典 兼任	206
	企合会計法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	2	上田裕子 研・専	209
	債権回収法	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	石口修 研・専	211
	企法務 I	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	今村重治 兼任	214
	企法務 II	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	4	永田義良 兼任	216
上記以外	国内貿易規約	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	酒井博雅 兼任	218
	国際貿易規約	2	後期	22.5	2	選択必修	毎年(不開講)	講義	0	<不開講>	なし(不開講)
	EU法	1	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	4	上田純子 研・専	222
	現代中国法	1	後期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	3	野田聰一 兼任	223
	アジア会社法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	1	李秀密 兼任	224
	外国人と法	2	前期	22.5	2	選択必修	毎年	講義	0	近藤教 兼任	226
	研究論文指導	3	前期	22.5	2	選択必修	毎年(不開講)	講義	0	<不開講>	なし(不開講)
											なし(不開講)
											なし(不開講)
											なし(不開講)

※秋学期(後期) 開講科目については、学期開始時に履修変更を受け付ける予定であり、受講者数が変化する可能性がある。

- (注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度を開設授業科目(当該年度入学者適用)を記入してください。なお、評価実施年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)についても記入してください。不開講の授業科目については、その理由を「備考」に簡潔に(例:教員未定のため、カリキュラム改編による当該科目当年次不開講など)記入してください。
2. 「学期区分」については、採用している学期の種類(セミナー制、トライスター制等)を記入してください。
3. 「主要授業科目」については、大学設置基準第10条に規定する教育上主要と認める授業科目に該当する授業科目に「○」を記入してください。
4. 「連携開設授業科目」については、専門職大学院設置基準第6条第3項に規定する他の大学院と連携して開設する授業科目に該当する授業科目に「○」を記入してください。
5. 「授業科目目録」については、開設している授業科目(教養科目、法務基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学会・講師科目、履修・充電・先端科目)に区分整理して記入してください。ただし、4つの科目に区分することができない授業科目については、新たに科目分野を設けて記入してください。
6. 「授業科目の中では、公法系・民法系・刑事系の3つ系に区分することができる授業科目については、これら3つの系の下に特に記して記載してください。
7. 「単位数」については、配当年次の「複数ある場合は、該当する配当年次をすべて記入してください」(例:2、3年次配当の場合は、「2-3」と記入してください)。
8. 「学期」については、「前期」、「後期」、「隔年」等の区分を記入してください。また、集中講義を行っている場合には、「前期集中」、「後期集中」、「夏季集中等」の区分を記入してください。
9. 「時間数」については、当該開設授業科目における総授業時間数(例:50分授業が15週行われる場合には、22.5時間になります。)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。
10. 「単位数」については、規則等により定められた当該授業科目の単位数を記入してください。1つの授業科目が複数クラス開講されている場合には、重複して加算しないでください。
11. 「開講方法」については、「毎年」、「隔年」の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば「隔年○」、開講しないければ「隔年×」と記入してください。また、毎年開講するが、評価実施年度は不開講の授業科目については、「毎年(不開講)」と記入してください。
- さらに、その理由を「○」のとおり、「備考」に記入してください。
12. 「授業方法(形態)」については、「講義」、「演習」、「実習」等各授業科目の実施形態を記入し、これらを組み合わせている場合には該当する形態をすべて記入してください。
13. 「受講学生数」については、「LSの学生」には当該法科大学院の学生の人数を、「LS外の学生」には当該法科大学院の学生以外の人数をそれ記入してください。また、同一授業科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。
- (例:同一授業科目が2クラス開講されており、それぞれ50人(うち、LS内の学生は25人)と40人(うち、LS外の学生は20人)の場合は、「LSの学生」には「125」、「LS外の学生」には「110」と記入してください。)
14. 「担当教員」の「教員名」については、1つの授業科目を複数教員が担当している場合には、担当教員全員を記入し、当該授業科目の内容、実施及び成績評価について責任を持つ教員には、氏名の前に「◎」を付けてください。また、1つの授業科目が複数クラス開講されている場合は、各クラスの担当教員についてそれぞれ記入してください。(例:①◎A教員、B教員②◎C教員、D教員など。なお、「分類」については、別紙式第1-2-1-1の教育分類内訳の「分類」の略称により、記入してください。)
15. 「開設単位数合計」については、法律基本科目の公法系・民事系の各系、法律実務基礎科目の法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎の各科目、基礎法学会・講師科目及び履修・充電・先端科目の各科目区分がそれぞれ一つの枠になっていますので、それぞれ該当する授業科目の単位数の合計を記入してください。(R列には単位数を設定しております。例の括入等により、参考範囲がずれた場合には修正して下さい。直接単位数を記入して下さいともかまいません。)
16. 「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。

※1 当該科目が本学の教育課程の方針にふさわしい科目であるか検討中のため

※2 当該科目の担当者が退職し、適任者が見当たらないため

※3 積修希望者が少なく、担当教員の担当もつかなかったため。

※4 指定者(学内兼任)辞任に伴う不開講であるが、専門性が高い分野のため

## 基準 1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1－2－2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

※「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

## 【分析の手順】

- ・教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

## 教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－2－2）

会議等名称	規程上の開催頻度	前年度における開催実績
法務研究科教授会	規程（学則）上特に定めはないが、基本的に月1回程度開催。	2021年度は計11回開催。 ①4月14日（水）、②5月19日（水）、③6月16日、④6月30日、⑤8月11日（水）、⑥9月15日（水）、⑦10月13日、 ⑧11月17日（水）、⑨12月15日（水）、⑩1月19日（水）、 ⑪2月22日（火）

## 基準1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1－2－5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

※「スタッフ・ディベロップメント（SD）」とは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

## 【分析の手順】

- SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

## SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式1－2－5）

研修会等の名称	主催	実施内容・方法	対象者	法科大学院からの参加者数
SD研修会	愛知大学人事課	年1回程度、業務に関係した講演を聞く。 2021年度は「誰もが活き活きと働く職場をめざして～ほめ達から学ぶコミュニケーション～」と題した講演会をオンラインで実施。 2020年度は「ハラスメント防止研修～ハラスメントのない環境を創り上げるには～」、 2019年度は「ハラスメント防止研修～ダイバーシティを理解し、健全な組織をめざす～」、 2018年度は「メンタルヘルス研修～自身のストレス要因を知り、職場仲間にも目を向けられるようになる～」と題した講演会を実施。 2022年度も開催予定である（詳細未定）。	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	7人 (2021年度) 2020年度以前は原則として専任事務職員 全員出席

別紙様式1－2－5

愛知大学大学院法務研究科法務専攻

課内研修会	大学院事務課	年1回、課内で研修会を実施。ただし、2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況下、実施できず。2018年度、2019年度は実施。 各職員がテーマを決め、それに基づいて発表を行い、討論する。	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	3人 (専任事務職員は原則として全員出席)
-------	--------	--	--	--------------------------

## 基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

## 分析項目 1－3－1 法令により公表が求められている事項を公表していること

## 【分析の手順】

- ・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－1）

※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。

※ 他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等))
《学校教育法 第 109 条》			
1	第 1 項	大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。	本法科大学院ウェブサイト「認証評価」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline/evaluation">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline/evaluation</a>
《学校教育法施行規則 第 158 条》			
2		学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	※該当する場合のみ記載
《学校教育法施行規則 第 172 条の 2》			
3	第 1 項	大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。	
4		一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline/concept">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline/concept</a>

		<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation</a>
5	二 教育研究上の基本組織に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/faculty">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/faculty</a>
6	三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/faculty/staff1">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/faculty/staff1</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/faculty/staff2">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/faculty/staff2</a>
7	四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「8.愛知大学法科大学院の進級率・修了率の状況」「10.愛知大学法科大学院の年度別入学者数」「11.修了者数」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future</a> 本法科大学院ウェブサイト「入試概要」の「入試日程」のなかの「募集人員」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/information">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/information</a>
8	五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course</a> (シラバス) <a href="http://a-syllabus.aichi-u.ac.jp/ext_syllabus/">http://a-syllabus.aichi-u.ac.jp/ext_syllabus/</a> (「フォルダ」の「選択してください」の一番下に記されている「専門職大学院（法科大学院）」を選択して、各科目のシラバスを検索してください。)
9	六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	※No17～18に記載
10	七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/support">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/support</a>
11	八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	※No25に記載

12	九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/support">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/support</a> <a href="https://taweb.aichi-u.ac.jp/hoken/">https://taweb.aichi-u.ac.jp/hoken/</a> (保健室) <a href="https://taweb.aichi-u.ac.jp/soudan/">https://taweb.aichi-u.ac.jp/soudan/</a> (学生相談室) <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/recruit">https://www.aichi-u.ac.jp/recruit</a> (就職・キャリア支援)
13	第2項 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第一百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。	本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「11.修了者数」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future</a>
14	第4項 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。	※No16に記載

## 《法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条》

15	法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。	
16	一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission</a>
17	二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation</a> 本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「9.愛知大学法科大学院の成績評価状況」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a>
18	三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation</a>

		本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「6. 愛知大学法科大学院 2021年度修了者の状況」「7. 愛知大学法科大学院の標準修業年限修了率及び中退率」「8. 愛知大学法科大学院の進級率・修了率の状況」「11. 修了者数」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a>
19	四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「11. 修了者数」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future</a>
20	五 その他文部科学省令で定める事項	※No22～27に記載
《専門職大学院設置基準 第20条の7》		
21	連携法第五条第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
22	一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result</a>
23	二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合	本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「7. 愛知大学法科大学院の標準修業年限修了率及び中退率」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a>
24	三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure</a>
25	四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition/scholarship">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition/scholarship</a>
26	五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第一条第一	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result</a>

27	<p>項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p> <p>六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p>	<p>※該当する場合は、別紙様式1－3－2に記載（当様式には記載不要）</p>
----	--	---

## 基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1－3－2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

## 【分析の手順】

- ・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－2）

- ※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。
- ※ 他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等))
《専門職大学院設置基準 第 20 条の 7》			
1	第 1 項	六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るために大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	現時点で該当者なし

《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン 5 その他法科大学院に求められる事項（1）法科大学院の教育課程等の公表》		
2	① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	本法科大学院ウェブサイト「法学部法科大学院連携コース（法曹コース）」の「法学部と法科大学院との連携協定について」のなかの「連携協定書」「<別紙1>乙の連携コースの教育課程」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course</a>
3	② 成績評価の基準及び実施状況	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation</a> 本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「9. 愛知大学法科大学院の成績評価状況」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a>
4	③ 修了認定の基準及び実施状況	<a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/evaluation</a> 本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「6. 愛知大学法科大学院 2021年度修了者の状況」「7. 愛知大学法科大学院の標準修業年限修了率及び中退率」「8. 愛知大学法科大学院の進級率・修了率の状況」「11. 修了者数」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a>
5	④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況	本法科大学院ウェブサイト「カリキュラム構成」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure</a> ※令和4年度において、実施状況は公表対象外（在学中受験は令和5年度から実施されるため）
6	⑤ 修了者の進路に関する状況	本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「11. 修了者数」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a> <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/future</a>
7	⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	本法科大学院ウェブサイト「入試結果」参照 <a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result</a>
8	⑦ 標準修業年限修了率及び中退率	本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「7. 愛知大学法科大学院の標準修業年限修了率及び中退率」参照

9	⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目	<p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a></p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/curriculum/structure</a></p> <p>本法科大学院ウェブサイト「法学部法科大学院連携コース（法曹コース）」の「法学部と法科大学院との連携協定について」のなかの「連携協定書」「&lt;別紙1&gt;乙の連携コースの教育課程」参照</p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course</a></p>
10	⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置	<p>法科大学院が徴収する費用</p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition</a></p> <p>奨学金等、経済的負担の軽減を図るための措置</p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition/scholarship">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/tuition/scholarship</a></p>
11	⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率	<p>本法科大学院ウェブサイト「入試結果」参照</p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/admission/result</a></p> <p>本法科大学院ウェブサイト「情報公開」の「12. 司法試験合格者数の状況」</p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/outline</a></p>
12	⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率	<p>令和4年度において、認定法曹コースからの入学者の割合とその司法試験合格率は公表対象外（連携コース（認定法曹コース）からの入学者は、令和6年度から受け入れるため）</p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course</a></p>
13	⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率	<p>※令和4年度において、在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率は公表対象外（在学中受験は令和5年度から実施されるため）</p> <p><a href="https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course">https://www.aichi-u.ac.jp/lawschool/legal_course</a></p>

基準2-1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名（大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況（委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

責任体制等一覧（別紙様式 2-1-1）

確認すべき要素	法科大学院における状況	根拠規定
自己点検・評価の実施に責任を持つ組織	法科大学院の内部委員会として、自己点検・評価委員会を設置している。	○愛知大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程
自己点検・評価の実施にかかる責任者の役職名	法務研究科長が責任を持って実施しており、実施に関する具体的な事項については自己点検・評価委員会委員長が責任を持つ。	○愛知大学専門職大学院学則 ○愛知大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程
教育課程、入学者の受入れ、施設設備、学習支援等について責任を持つ組織と自己点検・評価の責任者との連携状況	①教育課程については法務研究科教授会で最終的に決定している。 ②入学者の受入れについては、法務研究科教授会の内部委員会である入学試験等委員会で検討し、最終的には法務研究科教授会で決定している。	○愛知大学専門職大学院学則 ○愛知大学大学院法務研究科入学試験等委員会規程 ○施設委員会規程 ○図書館委員会規程

<p>③施設設備の内、建物管理については、名古屋校舎施設委員会が管轄しており、必要に応じて法務研究科教授会から意見具申している。</p> <p>法科大学院図書室については図書館委員会が管轄しており、必要に応じて法務研究科教授会から意見具申している。</p> <p>④保健室や学生相談室等の学習支援については、名古屋学生部委員会の管轄しており、必要に応じて法務研究科教授会から意見具申している。</p>	<p>○学生部委員会規程</p>	
--	------------------	--

基準2－1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－2 教育課程連携協議会が設けられていること

【分析の手順】

- ・関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 2－1－2）

規程上の開催頻度	前年度における開催実績
規程上、「協議会は、議長が必要と認めるときに開くものとする」となっており、明確に定められてはいないが、原則として1年に1回以上開催するものと理解しており、実際、最低でも年1回は開催している。	2021年12月20日（水）10:00～11:20 ※新型コロナウイルス感染防止の観点から、オンラインでの開催とした。

基準 2－2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2－2－1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定されていることを確認する。

分析項目 2－2－2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に当たり、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

分析項目 2－2－3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する。

基準 2－4（重点評価項目） 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

分析項目 2－4－1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【分析の手順】

- ・教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

## 自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2-2-1）

組織の名称	自己点検・評価において改善・向上等の対応措置が必要とされた事項				対応計画	計画の進捗状況	前回評価の指摘事項
	年月	評価項目	内容	分析の状況			
大学改革支援・学位授与機構	2018.3	基準3-2-1	当該法科大学院における到達目標は、「共通的な到達目標モデル」に準拠することとしているものの、「共通的な到達目標モデル」を学生に周知しておらず、シラバスに概括的な到達目標を掲載するにとどまっていることから、学生が修了時までに確実に修得すべき知識・能力の内容・水準が明らかとなるよう、学生に「共通的な到達目標モデル」を周知する必要がある。	指摘の通り、学生に周知する必要性を認識した。	印刷物を作成し、学生に配布した。（法務研究科教授会）	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/>
大学改革支援・学位授与機構	2018.3	基準6-2-2	入学定員充足率が平成25年度、平成26年度、平成28年度及び平成29年度において50%を下回っているほか、平成29年度における	指摘の通り、入学者数が定員を下回っており、入学者を確保する取り組みが必要であると認識した。	ホームページの充実を図り、インターネット動画による広報活動強化することを申し合せた。（法務研究科入試委員	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/>

			る入学者数が 10 人を下回っており、所定の入学定員と著しく乖離しないための措置を講じる必要がある。		会・法務研究科教授会)		
法務研究科教授会	2019.3	基準 6-2-3	入学者選抜において法学未修者コースと法学既修者コースとの間で併願することが認められているところ、法学未修者コース・法学既修者コースの併願者について、結果として法学未修者コース・法学既修者コースともに合格基準に達していた場合、受験者としては法学未修者コース 1 名・法学既修者コース 1 名の計 2 名と計上し、合格者としては「法学未修者コース・法学既修者コースのうち合格した受験区分」のみに 1 名と計上していることから、それらの者について「法学未修者コー	このような指摘を受けたが、機構担当者から同時に、本学の場合は厳格な入学審査を行つており念のための指摘である旨の説明を受けた。 本学で検討した結果、やはりこの指摘事項が懸念している受験倍率の操作はなく、特に対応の必要ないと判断した。	対応の必要なし。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (対応の必要なし)	<input type="checkbox"/>

			ス・法学既修者コースのうち合格しなかった受験区分」の受験者数から除外した場合には、当該法科大学院が算出した入学者選抜における競争倍率が低下すると考えられる年度が複数あるため、競争倍率を適正に算出するよう改善する必要がある。				
大学改革支援・学位授与機構	2021.3	基準 6－2－3	5 年の調査期間中において、令和 2 年度における入学定員充足率が 50 % を下回っており、かつ、他の 4 年間において入学定員充足率が 50 % を下回る年度が 2 回以上あるほか、令和 2 年度における入学者数が 10 人を下回っている。	指摘の通り、入学者数が定員を下回っており、入学者を確保する取り組みが必要であると認識した。	学内の法学部からの進学者数が少なく、まだ開拓の余地があると認識し、学内者向けの法科大学院進学説明会をオンラインで開催した。(法務研究科教授会)	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/>

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上等の対応措置が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※「組織の名称」の欄は、自己点検・評価委員会、教授会、F D 委員会等の組織の名称を記載してください。

※「年月」の欄は、自己点検・評価において確認された年月を記載してください。

※「計画の進捗状況」の欄は、該当する状況に☑してください。

※「前回評価の指摘事項」の欄は、本評価時に「改善すべき点」として指摘された事項に該当する場合、してください。

## 【追記】法務研究科の自己点検・評価による課題抽出及び対応状況

課題	対応組織	対応状況
定員充足率の改善	法務研究科入試委員会及び入学試験等委員会（2022年度以降の名称）	定員充足率の伸び悩みが本法科大学院における長らくの課題であった。そのため、新型コロナウイルス禍にあってもオンラインでの進学相談会・進学説明会を精力的に実施し、学生募集に努めてきたほか、大学個別の進学説明会を複数実施するとともに、2022年度は、従来から実施していた公開授業に加え、法科大学院進学希望者に対し、本法科大学院の授業及び施設を開放する試みも始めた。その結果、本法科大学院の入学試験への問い合わせ及び志願者は着実に増えており、定員充足率も、35%（2020年度）→55%（2021年度）→65%（2022年度）と伸びている。
進級率・修了率の改善	法務研究科FD協議会及び教授会	毎年度一定程度の原級留置者が発生する現況に鑑み、2021年11月、2022年1月、2月、6月、8月、9月の計6回、FD協議会を開催し、教授会構成員全員で進級率及び修了率の改善策を議論した。その成果を踏まえ、2022年度からは、1年次生へ担任制を導入し、学業上の問題を抱える1年次生の専任教員によるサポート体制を強化したほか、主にメンタルケアを目的とする、全在学生を対象とした修了生によるオンラインサポート制度を導入した。
現行カリキュラム編成の見直し	法務研究科内カリキュラム等の検討に関するプロジェクト・チーム	・2019年7月10日（水）のFD協議会の協議を経て、同年8月7日（水）の教授会において2023年度から始まる司法試験在学中受験への対応に伴うカリキュラム改編のための検討を実務家教員1名及び研究者教員2名のプロジェクト・チームにより進める

		<p>ことが承認された。本法科大学院においては、在学中受験の要件である2年終了時点で必要な法律基本科目的応用科目18単位に2単位不足していたため、2022年度から「商法Ⅲ」と「民事訴訟法Ⅲ」を各1単位科目とし、余剰分2単位でもって「民法演習Ⅲ」(2単位)を法律基本科目的応用科目として開講することが2020年7月1日(水)の教授会で決定された。</p> <p>・本法科大学院専任教員のうち5名が向こう10年以内に定年退職期を迎える、また、過年度の退職等で科目担当者が不在となつたまま存置されている科目があるなど、本法科大学院の現行カリキュラムは大幅な改定期にさしかかっているといえる。かかる認識のもと、2022年6月29日(水)開催の法務研究科教授会において、専門分野の異なる研究者教員3名から成る「カリキュラム等の検討に関するプロジェクト・チーム」(以下「PT」)が発足し、当該PTは夏期休業期間を利用して、現行カリキュラムに関する問題点を洗い出す目的のもと、在学生全員及び専任教員の一部から大規模なヒアリング調査を行つた。教員からのヒアリング調査は現在も進行中で調査がまとまり次第、法務研究科教授会において具体的なカリキュラム改定案の協議に入る予定である。</p>
--	--	--

【追記】機関別認証評価における指摘事項及び対応状況

\*別添の認証評価改善状況報告書も併せて適宜ご参照いただきたい。

基準	提言	対応状況
基準4 教育課程・学習成果	修士課程・博士後期課程・専門職学位課程では、各研究科の学位授与方針に示した学習成果の測定が不十分なため、改善が求められる。	2022年度中に授業評価アンケート項目の一部に学生の学位授与方針の理解度及び学位授与方針に示した学習成果に関する自己評価項目を盛り込む予定である。

基準5 学生の受け入れ	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科博士後期課程、経済学研究科修士課程・同後期課程、経営学研究科博士後期課程では在籍学生がおらず、経営学研究科修士課程では0.47、文学研究科修士課程では0.07、同博士後期課程では0.22、国際コミュニケーション研究科修士課程では0.23、法務研究科専門職学位課程では0.47と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。	2022年度の入学者は13名であり、定員充足率は65%と改善している。2022年度に実施予定の入学試験のうち2回がすでに終わっているが、志願者は前年度から大幅に増え(A日程24名(合格者10名)、B日程14名(合格者5名))、2023年度の定員充足率はさらに上がる見込みである。引き続き学生募集活動に注力し、志願者確保に向け鋭意努力していく。
基準	努力課題	
基準4 教育課程・学習成果	専門職学位課程においては、全学内部質保証推進組織との直接の関係はなく、カリキュラムの適切性の担保という観点から、同組織による法務研究科に対してのチェック機能が働いていないため、今後、改善に向けた検討が望まれる。	2022年5月から愛知大学自己点検・内部質保証委員会の委員として法務研究科長が加わり、全学的な内部質保証体制の下で本法科大学院の基本機能がチェックを受けうる仕組みが確立した。2022年度中に本法科大学院において行つたいわゆる3ポリシー(入学者受入方針、教育課程編成方針、学位授与方針)の改定は同委員会にも付議され、学生受け入れ、カリキュラム編成及び学位授与に関する全学的な方針と連動した内容となっている。

**基準2-3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること**

分析項目2-3-1 修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

## 【分析の手順】

- 直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。
- 上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。
- 法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者（法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

司法試験の合格状況（別紙様式2-3-1）

## 各年度における司法試験合格状況

司法試験実施年度	受験者数			合格者数			合格率			基準ごとの分析を行った際に比較した合格率	
	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	数値	数値の説明
令和4年度	4	0	4	2	0	2	50.00%	0.00%	50.00%	37.65%	全法科大学院の平均値
令和3年度	3	0	3	2	0	2	66.66%	0.00%	66.66%	34.62%	全法科大学院の平均値
令和2年度	6	3	9	4	3	7	66.66%	100.00%	77.77%	45.15%	全法科大学院の平均値
平成31年度	8	2	10	2	0	2	25.00%	0.00%	20.00%	29.08%	全法科大学院の平均値
平成30年度	11	2	13	3	0	3	27.27%	0.00%	23.07%	29.11%	全法科大学院の平均値

上記のうち、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者に係る状況 **※令和4年度は対象外**

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率
4年度	※	※	0.00%	
3年度	0	0	0.00%	
2年度	0	0	0.00%	
元年度	0	0	0.00%	
30年度	0	0	0.00%	

(注) 1. 自己評価書提出時点では、評価実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。

※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。

2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、下記の状況が分かるよう記入してください。

・5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験を合格した者の割合

3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値（小数点第5位を切り捨て）が自動表示されます。

（例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \cdots \approx 0.1756$ となり、『17.56%』で表示されます。）

4. 「基準ごとの分析を行った際に比較した合格率」欄には、分析を行った際に比較した合格率の数値と、数値の説明（全法科大学院の平均合格率、

当該法科大学院の過去5年間の平均合格率等）を記入してください。

修了年度別修了者における司法試験合格状況

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	
		司法試験実施年度							
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計		
令和3年度	3					2	2		
令和2年度	1				1	0	1		
平成31年度	5			4	1	0	5		
平成30年度	3		1	1	0	0	2		
平成29年度	3	1	0	1	0	0	2	80.00%	

(注) 1. 自己評価書提出時点では、評価実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。

※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようしてください。

2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。

3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

## 基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

## 【分析の手順】

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）

採用	分類		2022年度				2021年度				2020年度				2019年度				2018年度				
			教授	准教授	講師	助教																	
専任教員	研究者	研・専		1				1				1				1				1			
	実務家	実・専	1																				
	実務家・みなし	実・み	1				1				1				1				1				
	兼務研究者	専・他																					
	兼務実務家																						
	兼担教員	兼担			1			1															
兼任教員	兼任			8				2				2				1				3			
	合計		2	1	9	0	1	2	2	0	1	1	2	0	1	1	1	0	1	1	3	0	
昇任	分類		教授	准教授	講師	助教																	
	研究者	研・専	1																				
	実務家	実・専	1																				
	実務家・みなし	実・み																					
	兼務研究者	専・他																					
	兼務実務家																						
	兼担教員	兼担																					
兼任教員	兼任																						
	合計		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員(年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

## 基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

## 【分析の手順】

- 教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。

教員評価の実施状況（直近3回程度）（別紙様式 2-5-2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果の概要
2021 年度	11	別添資料の通り

## 基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

## 【分析の手順】

- ・ FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

## FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-3）

取組	主催	実施内容・方法	参加者数
FD協議会の開催	法務研究科教授会（FD協議会）	2021. 5. 19 授業での質疑で自信を失っている院生に対する授業上の配慮の適否及びその内容について協議 2021. 8. 11 春学期末定期試験成績動向の分析と改善点の検討 2021. 11. 17 進級率・修了率の改善に向けて 2022. 1. 19 法務総合演習の合否判定基準に関して、進級率・修了率の改善に向けて 2022. 2. 9 修了率・進級率の改善に向けて、来年度開始時から実施すべき緊急の改善項目について	原則として、教授会構成員を対象とし、全員が出席
授業参観	法務研究科教授会（FD協議会）	他の教員が行う授業を見学し、自身の教育方法改善に役立てる	9人（2021年度）
授業評価アンケート	法務研究科教授会（FD協議会）	毎年の春学期と秋学期の中期・後期の2回ずつ（年間計4回）、原則としてすべての授業を対象に受講者アンケートを実施。回答は事務局で取りまとめ、教授会で公表	すべての授業が対象

別紙様式2-5-3

愛知大学大学院法務研究科法務専攻

## 基準3－7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目 3－7－2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

## 【分析の手順】

- ・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去5年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

過去5年間における教員の研究専念期間取得状況（別紙様式 3－7－2）

年度	研究専念期間を取得した教員数	実施状況(期間を含む)	規則等
2017 年度	0 人		研究専念規程
2018 年度	0 人		
2019 年度	0 人		
2020 年度	0 人		
2021 年度	0 人		

## 基準4－2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目4－2－1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

## 【分析の手順】

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とならない措置がなされていることを確認する。
- ・入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- ・法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

## 入学者選抜の方法一覧（別紙様式4－2－1）

入学者選抜の種類	選抜方法	入学者選抜要項等の記載ページ
一般入試	法学未修者コース：小論文、面接 法学既修者コース：法律科目試験（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法）、面接	p. 4～5
特別入試Ⅰ	書類審査、面接（オンライン）	p. 4～5
特別入試Ⅱ	書類審査、面接（対面）	p. 4～5

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること。

#### 分析項目 4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

### 【分析の手順

- ・過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
  - ・上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

分析項目 4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

### 【分析の手順

- 過去 5 年間の入学定員に対する実入学者数の割合が 50% を下回っていないことを確認する。
  - 過去 5 年間の入学者数が 10 人を下回っていないことを確認する。

・過去5年間の競争倍率が2倍を下回っていないことを確認する

・上記の割合、人數又は倍率が下回っている場合は、入学者受入

上記の項目、八款又は倍半が下回っている場合は、八款又は八分野に従って過剰は還暦が実施されていることを確認し、過剰化を因る取組がなされていることを確認する。

### 学生数の状況(別紙様式4-3-1)

## 入学者選抜の状況

年度	種別	入学定員 〔a〕 (人)	志願者数 〔b〕 (人)	受験者数 〔c〕 (人)	合格者数 〔c〕 (人)	競争倍率		入学者数 〔d〕 (人)	合計〔d〕 (人)	入学定員充足率 〔d/a〕(%)	入学者数内訳							
						法学未修者、法 学既修者別	法学既修者別				Ⅰ 大学の法学関係の 学部出身者	Ⅱ 大学の法学関係以外の 学部出身者	Ⅲ 他大学の法学関係の 学部出身者	Ⅳ 他大学の法学関係以外の 学部出身者	Ⅴ 法曹コース出身者 (人)	協定先の法曹 コース出身者 (人)	協定外の法曹 コース出身者 (人)	
2022年度	法学未修者	20	33	28	13	2.15	2.53	12	14	70%	2	0	0	4	3	0	3	0
	法学既修者		15	10	2	5.00		2			0	0	0	0	2	0	0	0
2021年度	法学未修者	20	27	26	16	1.62	2.17	11	11	55%	4	0	0	1	6	0	0	0
	法学既修者		13	11	1	11.00		0			0	0	0	0	0	0	0	0
2020年度	法学未修者	20	27	25	14	1.78	2.23	7	7	35%	0	0	0	0	6	0	1	0
	法学既修者		15	13	3	4.33		0			0	0	0	0	0	0	0	0
2019年度	法学未修者	20	45	40	20	2.00	3.19	10	10	50%	2	0	0	0	3	1	3	1
	法学既修者		33	27	1	27.00		0			0	0	0	0	0	0	0	0
2018年度	法学未修者	20	16	15	9	1.66	2.20	6	7	35%	0	0	0	0	5	0	1	0
	法学既修者		8	7	1	7.00		1			0	0	0	0	0	1	0	0

### 実務の経験を有する者の定義

大学卒業後2年以上経過し、何らかの職歴（パート・アルバイト等を含む）を有する者とする。

### 他学部出身者の定義

大学で法律学を主専攻としなかった者。

### 在籍者数等の状況

年度	種別	収容定員 〔人〕	1年次				2年次				3年次				在籍者数 合計〔人〕 〔i1+i2+i3〕	在籍定員に対する 在籍者の割合 〔i1/i2/i3〕(%)	退学者数 〔人〕	修了者数 〔人〕	内数(人) 長期履修生 〔i1+i2+i3〕					
			在籍者数 〔f1〕				在籍者数 〔f2〕				在籍者数 〔f3〕													
			内数(人)		内数(人)		内数(人)		内数(人)		内数(人)		内数(人)											
2022年度	法学未修者	60	17	0	6	4	11	0	4	0	4	0	3	0	34	57%								
	法学既修者						2	0	0	0	0	0	0	0										
2021年度	法学未修者	60	14	0	3	0	6	0	2	0	8	0	4	2	28	47%	2	0	3	0				
	法学既修者						0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0				
2020年度	法学未修者	60	13	0	6	1	7	0	3	0	7	0	5	2	28	47%	9	0	1	0				
	法学既修者						0	0	0	0	1	0	1	0			1	0	0	0				
2019年度	法学未修者	60	14	0	4	1	5	0	1	0	11	0	7	4	33	55%	7	0	4	0				
	法学既修者						0	0	0	0	3	0	1	0			0	0	1	0				
2018年度	法学未修者	60	10	0	4	2	5	0	2	0	12	0	7	4	30	50%	3	0	3	0				
	法学既修者						1	0	0	0	2	0	1	0			0	0	0	0				

(注) 1. 学生数の状況については、評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科若しくは課程等に在学、又はこれらを卒業した者をいいます。

3. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」欄において、「I. 自大学の法学関係の学部出身者」～「IV. 他大学の法学関係以外の学部出身者」欄に記載される人數は、法曹アソシエー出身者の人數も含めた人數を記載してください。

3. 入学者選抜の状況の「競争倍率」、「入学定員充足率」は、小数点第3位以下を切り捨てた値が自動表示されます。

（例）「競争倍率」欄について、受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、 $180 \div 87 = 2.068\cdots$ は『2.06』で表示されます。）

5 「審査の経験を有する者の定義」及び「他當選出候者の定義」については、当該は利才堂専修院が定めるそれらの定義を記載していただけます。